

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6月27日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 丸山 俊
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	03 (3221) 8518 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員CFO 岸本 謙司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
【電話番号】	03 (3221) 8518 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員CFO 岸本 謙司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 998,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年6月27日に、第43期有価証券報告書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）を公表し、関東財務局長に提出したことに伴い、2024年5月24日付で提出した有価証券届出書について、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

 会社運営に関するリスク

（前略）

(7) 大株主との関係に関するリスク

 当社は、2024年5月24日開催の当社取締役会において、ガバナンス・パートナーズ株式会社（以下「ガバナンス社」という。）が運用するファンドを割当先とする第三者割当により新株式を発行する旨の決議をいたしました。当該株式の発行が行われた後、ガバナンス社は同社の運営する複数のファンド及び同社の子会社を通じて当社の議決権総数の37.07%を間接的に保有する大株主となります。また、当社は、ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏及び同社の顧問である河内和洋氏を当社の2024年6月26日開催の定時株主総会において取締役に選任し、丸山俊氏をその後の取締役会決議を経て代表取締役とする予定です。丸山俊氏及び河内和洋氏は、当社の事業面及び経営面で重要な役割を担う予定です。

 将来において当社とガバナンス社との関係に大きな変化が生じた場合は、ガバナンス社の当社株式の保有・処分方針、議決権の行使状況、役員の派遣状況、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼし、ひいては当社の事業活動や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、ガバナンス社が当社の事業その他に関して有する利益は他の株主の利益と異なる可能性があります。

 なお、ガバナンス社は投資会社であり当社と同一の事業を営んでおります。当社では、取締役による競業取引又は利益相反取引に該当する取引につき取締役会において会社法に従い適切な手順で決議を行うことに加え、当社の投資活動の意思決定を投資委員会構成員の全員一致とすることで、ガバナンス社との利益相反を防ぐ方針です。

2 資本金の増減

該当事項はありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

 その報告内容は以下のとおりであります。

(2023年6月30日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

 2023年6月28日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

 2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会長が任期満了に伴い退任し不在となるため、取締役会の議長を取締役会長から代表取締役に変更するよう、当社定款につきまして所要の変更を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

下村哲朗及び八田正史を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

大森和徳、片桐春美氏及び工藤研氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	105,295	2,754	-	(注)1	可決 97.33
第2号議案				(注)2	
下村 哲朗	92,937	15,120	-		可決 85.91
八田 正史	98,452	9,605	-		可決 91.01
第3号議案				(注)2	
大森 和徳	99,798	8,257			可決 92.25
片桐 春美	98,823	9,232			可決 91.35
工藤 研	105,107	2,948			可決 97.16

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2023年8月31日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：JAIC-IF4号投資事業有限責任組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：無限責任組員 日本アジア投資株式会社 代表取締役社長 下村 哲朗

出資の額：1,880百万円（注）

（注）「出資の額」は組合契約に基づき各組員が出資することを合意した額の総額であり、2023年6月末時点の純資産額は184百万円であります。

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合
業務執行の権限の割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日：2023年8月31日

(2023年9月26日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：合同会社栃木ソーラーホールディングス 匿名組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：合同会社栃木ソーラーホールディングス

代表社員 一般社団法人J A I C自然エネルギー研究所 職務執行者 大内 正紀

出資の額：1,395百万円

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合
業務執行の権限の割合

異動前：-

異動後：100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の設立に伴い当社の特定子会社となりました。

異動の年月日：2023年9月26日

(2024年1月4日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	10,595個	5.99%
異動後	31,031個	17.53%

(注) 1 2023年9月30日現在の発行済株式総数は17,884,392株であり、このうち、自己株式数181,009株及び自己株式以外の単元未満株式数3,683株であります。よって、これらを議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した完全議決権株式数は17,699,700株であり、その議決権数は176,997個であります。

(注) 2 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

(3) 当該異動の年月日
2023年12月25日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数
資本金の額 5,426百万円
発行済株式総数 普通株式 17,884,392株

(2024年5月17日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：Xseed High Growth投資事業有限責任組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：無限責任組員 Xseed Partners有限責任事業組合

組員 J A I C シードキャピタル株式会社 職務執行者 石尾 重
智

出資の額：1,011百万円（注）

（注）「出資の額」は組合契約に基づき各組員が出資することを合意した額の総額であり、2024年3月末時点の純資産額は146百万円であります。

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合
業務執行の権限の割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日：2024年5月17日

4 最近の業績の概要

2024年5月15日開催の取締役会において決議され、同日に公表された第43期連結会計年度（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

（後略）

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年6月27日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年6月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（削除）

2 資本金の増減

該当事項はありません。

3 臨時報告書の提出

該当事項はありません。

4 最近の業績の概要の全文を削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付資料としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付資料としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「（重要な後発事象）（第三者割当増資による新株式の発行）」に記載されているとおり、会社は2024年5月24日開催の取締役会において、ガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合を割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社は営業投資有価証券7,067百万円を計上しており、そのうち未上場営業投資有価証券3,911百万円に対して投資損失引当金1,136百万円を連結貸借対照表に計上している。</p> <p>注記事項「4 会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、営業投資有価証券のうち、市場価格のないものは移動平均法による原価法で連結貸借対照表に計上され、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。さらに、注記事項「4 会計方針に関する事項（3）重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、減損処理には至らない場合でも、投資先会社の実状を勘案の上、損失見積額が投資損失引当金として計上される。</p> <p>また、注記事項「（重要な会計上の見積り）営業投資有価証券の評価」に記載のとおり、未上場営業投資有価証券に対する減損及び投資損失引当金の計上については、投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、当社の投資の回収状況等を勘案し、格付けを行い、四半期ごとに損失額を見積もって評価し算定される。</p> <p>各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況及び投資の回収状況については、個々の投資先の実状（直近ファイナンスの状況、マイルストーンなど事業進捗の達成状況、資金繰りの状況等のデータに加えて、将来予測である事業計画に含まれる経営改善施策等を反映した著しく下落した一株当たり純資産の回復や業績の見込み、計画されている株式上場やトレードセールの実現可能性及び回収見込額等）を主要な仮定としている。</p> <p>以上により、未上場営業投資有価証券の損失見積額は財政状態及び経営成績への影響が大きく、その算定には経営者の主観的な判断を伴うことから高い不確実性を有しているため、当監査法人は未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>営業投資有価証券に関する内部統制の有効性を評価するために、内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>（2）営業投資有価証券の評価の妥当性の検討</p> <p>未上場営業投資有価証券について、減損処理又は投資損失引当金の計上の要否及び損失見積額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の評価の会議資料を閲覧し、格付けの実施過程を理解した。 ・ 未上場営業投資有価証券がそれぞれの格付けの結果に基づいて損失見積額の算定が行われていることを検討した。 ・ 投資銘柄の回収または再見積りされた場合について、過年度に使用されたデータ及び重要な仮定の比較並びに分析を行い、格付けの妥当性について遡及的な検討を行った。 <p>また、監査人が選定した投資銘柄に対して主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資先会社の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧し、直近事業年度の業績を理解した。 ・ 投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、回収状況等の各項目に対応した、業績やマイルストーンなどの事業進捗の達成状況、資金繰りの状況及び株式上場やトレードセールの進捗状況などについて、質問を実施するとともに必要と認められた資料を入手して、会社の実施した格付けの内容を検討した。 ・ 投資先会社における直近ファイナンスが実行されている場合、その価格に関する資料を査閲し、帳簿価額と比較した。

スマートアグリ（植物工場）プロジェクトに係る固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社はスマートアグリ（植物工場）プロジェクトとして固定資産961百万円を計上している。</p> <p>注記事項「（重要な会計上の見積り）スマートアグリ（植物工場）に係る固定資産の評価」に記載のとおり、スマートアグリ（植物工場）プロジェクトにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているため減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識していない。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りには当該プロジェクトの事業計画を基礎としており、当該計画では需要見込みを基に算出した顧客別1日当たり基準納品高を基礎とした予定販売量を主要な仮定として織り込んでいる。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は、経営者による主観的な判断を伴うことから高い不確実性を有しているため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、スマートアグリ（植物工場）プロジェクトの固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損の兆候判定及び減損検討プロセスに関する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。 将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画の実現可能性を評価するために、既存顧客、新規顧客からの受注予測等や生産における変更点について質問を行った。 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。事業計画と実績の乖離要因を把握し、経営者への質問を行うとともに、関連する根拠資料を閲覧した。 将来の事業計画の見積りに含まれる主要な仮定である顧客別1日当たり基準納品高を基礎とした予定販売量については、経営者と協議するとともに過去の販売量の趨勢分析を実施した。また、新規顧客を含む主要顧客の需要予測及び将来の市場見通しについて、利用可能な外部データとの整合性を検討した。 割引前将来キャッシュ・フローについて見積りの偏向の有無を検討するために、感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アジア投資株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本アジア投資株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

日本アジア投資株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項「（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は2024年5月24日開催の取締役会において、ガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合を割当先とする、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。